

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年7月2日 |
| 【会社名】 | 株式会社オービック |
| 【英訳名】 | OBIC Co.,Ltd |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 橘 昇一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目4番15号 |
| 【電話番号】 | (03) 3245-6500 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画室長 阿南 友則 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目4番15号 |
| 【電話番号】 | (03) 3245-6500 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画室長 阿南 友則 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社オービック大阪本社 (大阪府大阪市中央区平野町四丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金105円00銭 総額9,339,797,460円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 18,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 18,500,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として野田順弘、橘昇一、川西篤、藤本隆夫、五味康昌、江尻隆の各氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として小屋町朗、田中健夫、山田重嗣の各氏を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬総額を年額10億円以内（うち社外取締役分6千万円以内）とし、「基本報酬」については年額8億円以内（うち社外取締役分6千万円以内）に改定し、業績連動報酬としての「賞与」については、当社単体の前事業年度当期純利益の0.5%、かつ2億円以内に据え置く。

なお、賞与については引き続き、社外取締役および監査役には支給しないこととし、また、取締役の報酬額には、従来通り使用人分給与は含まないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|---------|---------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 793,340 | 19,462 | 136 | (注)1 | 可決(97.59%) |
| 第2号議案 | | | | | |
| 野田 順弘 | 660,820 | 150,647 | 1,457 | (注)2 | 可決(81.29%) |
| 橋 昇一 | 724,217 | 85,231 | 3,477 | | 可決(89.09%) |
| 川西 篤 | 804,246 | 7,230 | 1,457 | | 可決(98.93%) |
| 藤本 隆夫 | 803,469 | 8,006 | 1,457 | | 可決(98.84%) |
| 五味 康昌 | 715,500 | 95,975 | 1,457 | | 可決(88.01%) |
| 江尻 隆 | 805,154 | 7,195 | 134 | | 可決(99.10%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 小屋町 朗 | 801,081 | 11,719 | 136 | (注)2 | 可決(98.54%) |
| 田中 健夫 | 786,199 | 26,598 | 136 | | 可決(96.71%) |
| 山田 重嗣 | 811,727 | 1,075 | 136 | | 可決(99.85%) |
| 第4号議案 | 810,686 | 2,077 | 174 | (注)1 | 可決(99.72%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上